

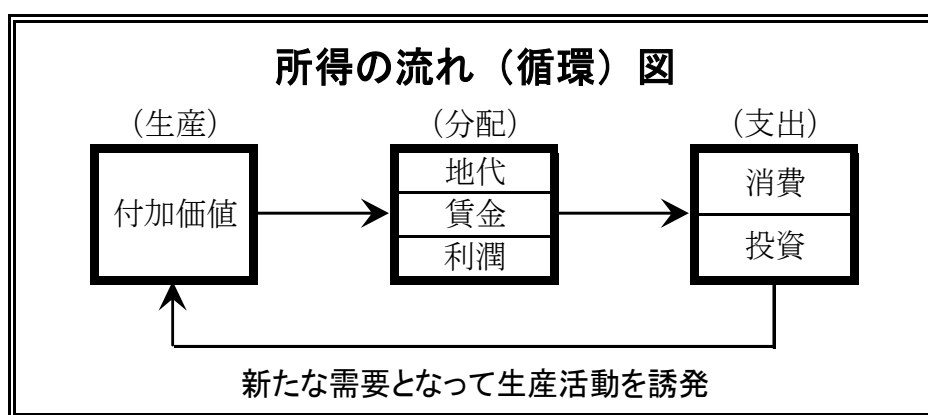
4 参考資料

1 県民経済計算の概念

県民経済計算とは、国民経済計算の基本的な考え方や仕組みを「県」という一行政区域に適用し、複雑な県経済の実態を量的に集約し測定したものである。

これは、一定期間（通常は1ヶ年）の県民の生産活動により、新たに生産された純生産物（最終生産物）の価値を貨幣で評価したものである。まず生産部門で土地・労働・資本などの生産要素を結合して生産活動を行った結果、新たに生産された財貨・サービスの価値（付加価値）の合計（生産所得）として把握され、次いで各生産要素の提供者に地代・賃金・利潤などの形で分配され（分配所得）、その一部は消費され、残りは貯蓄されて投資に向かう（支出所得）といった流れ（循環）としてもとらえることができる。

このように、県民経済計算とは同一の価値の循環を「生産」・「分配」・「支出」の三面からとらえたものであり、これらは理論的には一致する。これを「三面等価」の原則という。



2 県民経済計算の範囲及び評価の基準

県内概念と県民概念

所得を把握する場合、県内（属地）と県民（属人）の2つの概念があり、前者は長崎県内の所得、つまり生産に携わったものが県内の居住者かどうかは関係なく、県内の生産活動によって生み出された所得を把握するもので、後者は長崎県民の所得、つまり県内の居住者が地域を問わず生み出した所得を把握するものである。

市場価格表示と要素費用表示

「市場価格表示」とは、最終購入部門が最終生産物の市場取引に対して支払う売買価格、すなわち市場で売買される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税マイナス補助金を含んだ価格表示のことである。

一方、「要素費用表示」とは、生産主体が土地・労働・資本などの生産要素に対して支払う費用による評価方法であり、生産・輸入品に課される税マイナス補助金を含まない価格表示のことである。

$$\text{市場価格表示} = \text{要素費用表示} + \text{生産・輸入に課される税} - \text{補助金}$$

現行方式では、県民所得は要素費用で、総生産は市場価格で表示している。

なお、一般に市場価格表示では二つの評価方法がとられており、一つは、運輸・商業マージンを含まない「生産者価格表示」、他方は運輸・商業マージンを含む「購入者価格表示」による方法である。

総（グロス）と純（ネット）

建物・機械設備などの固定資産は、生産の過程で年々減耗するが、その減耗分を評価し将来の代替の費用として計上したものを固定資本減耗という。この固定資本減耗を含んだものを「総（グロス）概念」といい、含まないものを「純（ネット）概念」という。両者の間には次の関係が成り立つ。

$$\text{県内総生産（生産側）} = \text{県内純生産} + \text{固定資本減耗}$$

県内総生産（生産側及び支出側）は、「総概念」であり県内純生産、県民所得は「純概念」である。

名目と実質

県民経済計算は、評価基準として当該年度の貨幣尺度（時価）を採用している。このため各年次の計数には物量的な増減分のみでなく、物価変動から生じた見かけ上の増減分も含まれる（名目）。このように名目ベースでは経済の実質的（物量的）な発展や成長がつかめないのので、一定の基準年次の価格体系を評価基準として、物価変動分を除去した実質ベースの県民経済計算を作成している。

実際には、実質ベースを直接的に推計することが困難なため、各種の物価指数から作成したデフレーターで名目ベースを除して求めている。

なお、実質化は、生産面について、参照年（デフレーター＝１００となる年）を起点に、前年を基準年として、それらを毎年毎年積み重ねて接続する連鎖方式により行っている。

遡及改訂

県民経済計算は、多くの統計調査をもとに推計を行っているが、統計調査の中には周期的にしか実施されないものもある。このため、調査の行われない年には統計的処理による推計を便宜上行い、新しい調査結果が公表されたときに、そのデータを用いて過去に遡って改訂を行っている。

また、国民経済計算が５年ごとに基準改定されるので、それに合わせた改定も必要となる。

さらには、精度の向上を図るため、推計方法についても絶えず見直しを行っているのので、これも遡及改訂を行う理由の一つである。

3 取引主体の分類

県民経済計算のように、マクロ集計量を取扱う勘定体系においては、個々の経済主体を同質のグループに集約する必要があるが、県民経済計算の体系においては、実物（財貨・サービス）と金融（カネ）の2分法に従って、経済活動別分類と制度部門別分類に分類している。

（1）経済活動別分類

経済活動別分類は、生産についての意思決定を行う主体の分類である。生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所が統計の基本単位となっている。

- ① 農林水産業
- ② 鉱業
- ③ 製造業
- ④ 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
- ⑤ 建設業
- ⑥ 卸売・小売業
- ⑦ 運輸・郵便業
- ⑧ 宿泊・飲食サービス業
- ⑨ 情報通信業
- ⑩ 金融・保険業
- ⑪ 不動産業
- ⑫ 専門・科学技術、業務支援サービス業
- ⑬ 公務
- ⑭ 教育
- ⑮ 保健衛生・社会事業
- ⑯ その他のサービス

市場生産者と非市場生産者

市場生産者とは、経済的に意味のある価格（生産者が供給しようとする量と購入者が需要する量に意味のある影響を及ぼす価格）で生産物のほとんど、又は全てを販売する生産者である。非市場生産者とは、無料又は経済的に意味のない価格（生産者が供給しようとする量にほとんど、あるいはまったく影響を与えず、また需要される量にもごくわずかな影響しか与えない価格）で供給される生産物の生産者であり、一般政府と対家計民間非営利団体が該当する。

JSNAでは、原則として売上高が生産費用の50%を下回る場合に、経済的に意味のない価格とみなすこととする。

① 市場生産者

市場生産者には、民間企業の事業所のほか、政府関係機関のうち公的企業として市場生産者に分類される事業所が含まれる。

医療機関については、同一の社会保険診療報酬制度の下で運営していることから、公立病院も含めて、全て市場生産者として扱う。また、主として企業のためにサービスを提供する非営利団体、家計の持ち家と政府及び民間非営利団体の給与住宅、家計、政府又は民間非営利団体が自ら使用するために行う建物の建設などが市場生産者の活動の範囲に含まれる。

② 非市場生産者

一般政府と対家計民間非営利団体が含まれる。

(2) 制度部門別分類

制度部門別分類は、独立した組織として所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行なう制度単位を基準として行われる。この分類において、取引主体は主として機能、行動、目的等を基に、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の5つに大別される。

① 非金融法人企業

全ての居住者のうち、非金融の市場生産に携わる法人企業、準法人企業及び非営利団体から成る。

② 金融機関

全ての居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業に加え、非金融法人企業の場合と同様、金融的性格を持つ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれる。

③ 一般政府

中央政府、地方政府（県・市町村）とそれらによって設定、管理されている社会保障基金から構成される。これらには、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

なお、県内に所在する中央政府の地域事業所（国の出先機関等）及び全国社会保障基金の地域事業所は、平成27年基準改定により県内に所在する制度単位に属する事業所ではなく、いずれの地域にも属さない擬制的な地域（以下「準地域」という。）に所在する事業所とする。

また、この取り扱い変更により、地理的な区分は「県内・県外」とし、制度単位による区分は「域内・域外」とする。「域内」とは自県の制度部門が所在する概念上の地域であり、「域外」とは他県の制度部門及び中央政府等が所在する概念上の地域である。この「域外」のうちの地理的に存在しない地域（準地域）に中央政府等を位置付けている。

制度部門名としての「中央政府等」とは、中央政府と全国社会保障基金であり、「地方政府等」とは、地方政府（県、市町村）と地方政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下「地方社会保障基金」という。）である。

④ 家計

同じ住居を持ち、所得や富の一部または全部をプールし、住宅や食料を中心に、共同で特定の財貨やサービスを消費する人々の小集団。自営の個人企業も含まれる。これは、家計の構成員が独自の企業を所有し、それが法人企業または準法人企業でない場合、所属する家計部門の利益となるために活動していると見なされ、その企業はその家計自身と不可分のものと見なされることによる。

⑤ 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金提供されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体により構成される。

4 統計表の解説

(1) 基本勘定

県内総生産（生産側と支出側）

この勘定は、県内における経済活動を総括する県内総生産を、生産側と支出側から捉えるものである。

勘定の支出側である県内総支出は、県内の経済活動によって生み出された財貨・サービスのうち、最終需要にかかる支出を市場価格によって評価したものである。県内総支出の構成項目は、民間最終消費支出及び政府最終消費支出（地方政府等に限る。以下、「地方政府等最終消費支出」という。）、県内総固定資本形成及び在庫変動並びに財貨・サービスの移出及び（控除）財貨・サービスの移入である。

勘定の生産側である県内総生産は、県内の生産活動によって発生した付加価値を市場価格によって評価したものである。県内総生産の構成項目は、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金である。

県内総生産は生産側と支出側で概念上は同額となるべきものであるが、実際の推計の上では、それぞれ別の推計方法によっており、これらの推計に用いられる基礎資料が異なるため、推計結果に不一致が生じている。この計数上の差額を統計上の不突合として支出側に記録し、生産側と支出側をバランスさせている。

県民可処分所得と使用勘定

この勘定は、生産された要素所得の受取や生産物の最終消費への支払いのほか、財産所得などの移転所得の支払いから構成され、県民可処分所得とその使用のバランスとして統合されているものである。

この勘定においては、雇用者報酬は、雇用者報酬（県内で発生した雇用者報酬、県内概念）と、県外からの雇用者報酬（純）からなる。営業余剰・混合所得は各制度部門（非金融法人企業、金融機関、家計）の和になる。移転項目については、域外からの財産所得（純）と域外からの経常移転（純）とに区別して表章される。さらに生産・輸入品に課される税（地方政府）と（控除）補助金（地方政府）が、貸方に計上されている。

県民可処分所得は各制度部門の可処分所得の和として求められている。使用項目となる借方の民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出、県民貯蓄は、それらに対応する部門別項目の和として求められる。

域外勘定（経常取引）

この勘定は、H23基準以前における県外の視点に加え、域外の視点から記録されている。経常取引、資本取引及び金融取引に区分されるが、県民経済計算では経常取引について記録している。

経常取引は、「財貨・サービスの移出（入）」、労働に対して支払われる「雇用者報酬」、「生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府）」、利子や配当金などからなる「財産所得」及び「経常移転」の受払が記録され、支払側の経常収支（域外）がバランス項目である。

制度部門別所得支出勘定

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府（地方政府等）、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体の5制度部門別に作成される。「県内総生産勘定（生産側と支出側）」の生産側に示される生産活動の結果発生した付加価値（所得）が、どの制度部門に分配され、さらに各制度部門および域外部門間に様々な移転取引が行なわれる中で、それらの所得が最終的にどのように振り向けられているかを示している。

勘定の貸方（受取）には、要素所得としての雇用者報酬、営業余剰・混合所得、および移転所得（財産所得、経常移転）が示され、借方（支払）には、最終消費支出、移転項目（財産所得とその他の経常移転）および残差である貯蓄が示されている。

（２）主要系列表

経済活動別県内総生産

経済活動別総生産とは、一定期間（通常は1ヶ年）に県内の各経済部門の生産活動によって、新たに創造された付加価値の額を、経済活動別に示したものであり、産出額から物的経費（中間投入）を控除したものに当たる。

- ① 生産には、農業、製造業などの物的生産ばかりでなく、金融・保険業、不動産業、公務などのサービス生産も含む。
- ② 農家の自家消費にあてられた生産物や所有者自身が使用する住居のサービスなどのように貨幣と交換されない生産物や便益でも評価され含まれる。
- ③ 事業所の産出額には、本社、その他の事業所の産出額（本社、その他の事業所の一般管理費、物的諸経費、人件費等いわゆる本社経費負担分）が織り込まれているものとみなす。これらの諸経費は通常工場等の事業所では支出されないものもあるが、生産物が市場に供給される際に当然必要な経費として考えられ、コストの一部として付加されているものである。
- ④ 総生産は、県内概念によってとらえられたものであるので、県内で生産された生産物であれば、他県の県民に対し県外への所得として分配されるものも含まれるが、県外からの所得で、その源泉が他県内での生産にかかわるものは含まれない。
- ⑤ この県内総生産に、県間の所得受払いの差額「県外からの要素所得（純）」を加算すれば、「市場価格表示の県民所得」が得られる。
- ⑥ 総生産と純生産の間には次の関係が成り立つ。

$$\text{県内総生産（市場価格表示）} = \text{県内純生産（要素費用表示）} + \text{固定資本減耗} \\ + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助}$$

県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得及び県民可処分所得の分配は、居住者が一定期間にたずさわった生産活動によって得た純付加価値額及び財産所得（第1次所得）を制度部門別に分配した上で、経常移転（純）を加えて制度部門別の可処分所得を記録する。

財産所得は、非企業部門については、受取及び支払が記録される。企業部門については、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受取（純）（＝受取－支払）を加えた企業所得が示される。

以上に雇用者報酬を加えた合計額が要素費用表示の県民所得である。これに生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）が加算されて第1次所得バランスの県民所得となり、さらに経常移転の受取（純）が加えられて県民可処分所得となる。

県内総生産（支出側）

県内総生産は、最終生産物に対する支出の面で把握することができ、国民経済計算に準じ、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出（入）が、種類別、支出主体別等の細目とともに表彰される。統計上の不突合は、財貨・サービスの移出（入）とともに示される。

（３）付表

経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別に県内総生産の１次分配が示される。経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産が、さらに、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除して県内要素所得が得られる。県内要素所得は、雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配される。

経済活動別の就業者数及び雇用者数

経済活動別県内総生産及び要素所得との関連において、経済活動別の労働力の投入量が就業者数、雇用者数により示される。就業者は、雇用者、個人業主と無給の家族従業者からなる。

２ヶ所の事業所に雇用される者については、２人と数えるため、国勢調査等の調査から得られる計数より就業者総数は大きくなっている。また、パート等の労働者についても、正規の職員と同様に１人としている。

５ 用語の解説

インプリシット・デフレーター

名目値を実質化する場合、各構成項目をそれに見合った物価指数で実質化し、その積み上げにより、実質化した総額を求めるという方法がとられる。この場合の物価指数をデフレーターと呼び、総額についてのデフレーターは、実質総額を求めた後、名目総額を実質総額で除することで求めることになる。このように、事後的に求められるデフレーターを、インプリシット・デフレーターと呼ぶ。

営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分である。「営業余剰」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。一方、「混合所得」は家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録する。

営業余剰・混合所得は、原則として市場での利潤追求を目的と産業のみに発生し、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者には存在しないものとする。

SNA

SNAとは、「System of National Accounts」の略称であり、「国民経済計算」または「国民経済計算体系」と訳される。このSNAは、一国の経済について体系的に記録する国際的な基準である。平成21年に国連で、新たな国民経済計算の基準として「2008年国民経済計算体系(System of National Accounts 2008：以下、2008SNA)」が採択さ

れた。我が国では、平成28年12月に、従来5年毎に行われている基準改定と併せて2008 SNAへと移行した。

さらにJSNAが2020年12月に「2015年（平成27年）基準改定」を実施したことに伴い、本県も令和元年度分推計から2015年（平成27年）基準を導入した。

家計最終消費支出

家計最終消費支出は、居住者である家計（個人企業を除いた消費主体としての所得家計）が行う新規の財貨・サービスの取得に対する支出である。

居住用の固定資産に対する支出は総固定資本形成であり、最終消費支出には含まれない。住居にその所有者が住む場合には、住居が産出する居住サービスは、その所有者の産出であると同時に最終消費支出として記録される（持ち家の帰属家賃）。

また、農家における農産物の自家消費、賃金・俸給における現物給与等も計上される。

企業所得

企業所得とは、営業余剰・混合所得に財産所得の受払の純額を加えたものとして間接的に定義され、いわゆる経常利益に相当する概念（営業収益に受取利息などの営業外収益を加え、支払利息などの営業外費用を除いた）に近いものといえる。

帰属計算

帰属計算とは、県民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払いが行なわれなかったにもかかわらず、それがあたかも行なわれたかのようにみなして擬制的取引計算を行なうことをいう。

帰属家賃

帰属家賃とは、実際には家賃の受払いを伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市場価格で評価した帰属計算上の家賃をいう。また、帰属家賃には、給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額の評価分（給与住宅差額家賃）も含まれる。県民経済計算では住宅自己所有者は住宅賃貸業（不動産業）を営んでいるものとみなされ、その帰属家賃は家計の生産額に含まれており、その営業余剰は家計の営業余剰になる。

経済成長率

経済規模が1年間にどれだけ増減したかを示す割合のこと。その時点での価格でどれだけ変動したかを表すのが名目経済成長率、物価変動の影響を除いて表したものが、実質経済成長率という。

固定資本減耗

構築物、設備、機械等再生産可能な固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、通常の破損及び損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等からくる減耗分を評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。

県民雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への配分額を指す。雇用者とは、県内に居住し、市場生産者・非市場生産者を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除く全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

県内の生産活動によって発生した雇用者報酬は、県内概念による雇用者報酬として県内雇用者報酬といい、家計に配分される雇用者報酬は、県民概念であり、県民雇用者報酬という。県民雇用者報酬は、県内雇用者報酬に県外生産活動に従事する県内居住者が受け取る雇用者報酬を加算し県内生産活動に従事する県外居住者が受け取る雇用者報酬を控除したものである。

雇用者報酬は、現金給与（一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与などの他に役員報酬（給与や賞与）や議員歳費等も含まれる）や現物給与（自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出、給与住宅差額家賃も含まれる）のほか、雇主の現実社会負担（健康保険・厚生年金等の社会保障基金への負担金及び企業年金等にかかる負担金）や雇主の帰属社会負担（公務災害補償などへの負担金）なども帰属計算項目として含まれる。

財貨・サービスの移出、（控除）財貨・サービスの移入

「財貨・サービスの海外及び域外との取引」と「直接購入」から構成される。このうち直接購入とは、居住者（非居住者）による域外（内）での直接購入（域外での消費）である。

在庫変動

在庫変動は、企業および一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産のある一定期間における物量的増減をその時点の市場価格で評価したものである。

在庫変動は、原則として事業所主義で計上するが、船舶、車両および航空機などの移動性償却資産の仕掛工事分は、発注者に引き渡すまでは受注者の在庫に計上し、引き渡し時ににおいて在庫減とすると同時に、発注者の固定資本形成に計上する。

なお、在庫変動は、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られるが、この増減額には、期首と期末の評価価格の差による変化額も含まれる。この評価価格の差の分を除いて在庫品評価調整後の計数を推計値とする。

財産所得

財産所得とは、ある経済主体が他の経済主体が所有する金融資産、土地及び無形資産（著作権）を貸借する場合に、この貸借を原因として発生する所得の移転のことで、利子及び配当、地代（土地の純賃貸料）が該当する。

ただし、財産所得中の賃貸料には、構築物（住宅を含む）、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。

主要系列表では、財産所得は、一般政府（地方政府等）、対家計民間非営利団体、家計の三部門に表章され、企業の財産所得は受払の純額が企業所得に含まれているため、この項目には表章されない。

社会保障基金

社会保障基金とは、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものと定義される。

具体的には下記のものが含まれる。

(a) 全国社会保障基金

中央政府によって設定・管理されている、年金特別会計、労働保険特別会計等

(b) 地方社会保障基金

地方政府によって設定・管理されている、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業に加えて地方公務員共済組合等

所得・富等に課される経常税

所得・富等に課される経常税とは、労働の提供や財産の貸与、資本利得など様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課される租税及び消費主体としての家計が保有する資産に課される租税をいう。所得税、法人税、事業税、都道府県民税、市町村民税等のほかに家計の負担する自動車関係諸税がこれに該当する。

なお、所得・富等に課される経常税と生産・輸入品に課される税の区別はそれが所得から支払われるか、生産コストの一部とみなされるかによって区別される。

生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税とは、財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で所得・富等に課される経常税と区別される。

例としては、消費税、関税、酒税等の内国消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、固定資産税、企業の支払う自動車税などがあげられる。住宅（含む土地）に対する固定資産税も、帰属家賃の一部を構成するとみなされ生産・輸入品に課される税として扱われる。

地方政府等最終消費支出

地方政府等の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（財貨・サービスの販売、例えば、公立学校の授業料）と自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を差し引いたものに、現物社会移転（「市場産出の購入」、「社会保障による医療費・介護費の給付等」）を加えたものが地方政府等最終消費支出となる。

総固定資本形成

総固定資本形成は、有形又は無形の資産の取得であり、以下のものが該当する。

- ①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源（種畜、乳牛、果樹等）、⑤知的財産生産物（研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア等）

総資本形成

法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業を含む）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち中間消費及び非生産資産の購入とならないものであり、「総固定資本形成」と「在庫変動」からなる。

総資本形成に係る消費税

生産者価格により推計された総資本形成は、消費税分が含まれて記録されている。一方で、税法上、課税業者の投資に係る消費税分は、他の仕入れにかかる消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度（仕入税額控除）となっている。このため、総資本形成はこの控除分を「総資本形成に係る消費税」として除いた金額で記録されている。生産側から県内総生産を計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難なため、一括して控除処理を行っている。

対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、「非市場生産者（非営利）」部門の産出額から家計に対する「財貨・サービスの販売」及び「自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）」を差し引いたものである。これは、産出された財貨・サービスのうち、家計への販売収入により賄われず、かつ、自己消費として使い尽くした部分を示す。

中間投入

生産の過程で投入された非耐久財及びサービス（原材料・光熱燃料・間接費等）をいう。耐用年数を大幅に延ばすことのないような固定資産の維持補修等もこれに含まれる。ただし、機械等の固定資本の減価償却分や人件費はこれに含まれず、固定資本減耗、雇用者報酬として付加価値額（産出額から中間投入（額）を控除したもの）に含まれる。

貯蓄

各部門の要素所得（県民雇用者報酬、営業余剰・混合所得）の受取りや各種の経常移転の受取りからなる経常的收入から、消費支出や各種の経常移転支払いからなる経常的支出を差し引いた残差をいう。

賃貸料

賃貸料は、財産所得の一項目であり、土地等の非生産資産の所有者である制度単位（賃貸人）が、他の制度単位（賃借人）にこれを賃貸し、生産活動に使わせる見返りとして受け取る所得を指す。具体的には、土地の純賃貸料が含まれる。土地の純賃貸料は、総賃貸料から土地の所有に伴う税や維持費等の経費を控除した概念である。

統計上の不突合

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）のように、概念上一致すべきものであっても、推計上の接近方法が異なるため、推計値に隔たりが生じることがある。この隔たりを、統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章される。県民経済計算では支出面に表章されるのに対し、国民経済計算では生産面に表章される。

年金基金

年金基金とは、年金・退職一時金給付のために積み立てられた基金の運用主体であり、会社等特定の雇用者集団ごとに設立され、厚生年金基金等が含まれる。

F I S I M (フィジム)

68SNAでは、金融部門の産出額を、帰属利子という形で推計・記録がなされていたが、1993年に改定された国民経済計算体系の国際基準（93SNA）において、金融仲介サービスを「間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM；Financial Intermediation Services Indirectly Measured）」として他のサービス業と同様に付加価値を発生する活動として位置づけられた。

金融仲介機関の中には、標準の金利と比べて、借り手には高い金利、貸し手には低い金利と異なる利子率を課したり支払ったりすることにより（仲介サービスにより、標準の金利と異なる金利による差額（＝付加価値）を産み出したサービスと考える）、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるとある。（このような金融仲介機関に資金を貸す人々（預金者）には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課する。）。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものをFISIMという。県民経済計算においても平成17年基準より導入された。

法人企業の分配所得

法人企業の分配所得は、「配当」と「準法人企業所得からの引き出し」に分かれる。

「配当」は、株主からの出資により生じた所得の受払としての株式・出資金配当であり、「準法人企業所得からの引き出し」は、海外部門との受払である海外支店収益、公的企業が政府に支払う公的準法人企業からの引き出しの受払の合計となる。

補助金

補助金とは、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。

一方、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払は、上記①を満たさないことから補助金とはならない。

民間最終消費支出

「家計最終消費支出」と「対家計民間非営利団体最終消費支出」の合計である。

輸入品に課される税・関税

生産・輸入品に課される税の一種であり、関税、輸入品商品税からなるが、輸入した事業所所在県で計上される。経済活動別には配分せず、一括処理する。